

# 住民監査請求の手引き

山形市監査委員事務局

この手引きは、地方自治法第242条に規定されている住民監査請求の制度について、市民の方の請求とこれに基づく監査が正確で迅速に行えるよう、山形市監査委員事務局が作成したものです。

## 住民監査請求について

住民監査請求は、住民全体の利益を確保するため、市長などの執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為(公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担)又は怠る事実(公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実)があると認めるときは、これらを証する書類を添えて、直接住民がその是正や防止、損害の補てんを求め、監査委員に監査を請求する制度です。

なお、特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人(弁護士、公認会計士等)による監査を求めることもできます。

外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合に、市長が議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることとなります。

## 1 住民監査請求の要件

### (1) 監査の請求権者

山形市の住民であれば、一人でも監査請求をすることができます。山形市内に住所を有する法人も監査請求をすることができます。

### (2) 監査の請求対象者

財務会計上の行為を行った、又は怠っている事実があると請求人が認める職員が対象であり、監査請求の対象者となるのは、次のとおりです。

- ア 市長
- イ 委員会
- ウ 委員
- エ 市職員

監査請求は、上記の者が行った財務会計上の行為等を対象とするものです。

そのため、対象者が特定されていないと監査請求の要件は満たされず、不適法なものとして却下されることとなります。

(3) 監査請求の対象となる行為

違法又は不当な

ア 公金(市の管理する現金等)の支出

イ 財産(土地、建物、物品等)の取得、管理、処分

ウ 契約(工事請負、委託、購入等)の締結、履行

エ 債務その他の義務の負担(借入れ、保証等)

なお、上記については、その行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含みます。

オ 公金の賦課、徴収を怠る事実(市税の徴収を怠る場合等)

カ 財産の管理を怠る事実(損害賠償請求を怠る場合等)

(4) 監査請求の対象となる行為等の特定、具体性

請求人は、上記(3)中の対象となる行為が特定できるように具体的に示すことが必要です。

(5) 違法性・不当性

請求人は、違法又は不当であると主張することについて、それがなぜ違法又は不当であるかを明確に示す必要があります。

(6) 損害の発生

監査請求は、市に損害が発生しているか、又は相当の確実さをもって損害の発生のおそれがある場合に限り行うことができるものであり、市に損害が発生していない、又は損害の発生のおそれがない場合は行うことができません。

(7) 監査請求で求める措置

ア 当該行為を防止又は是正するために必要な措置

イ 当該怠る事実を改めるために必要な措置

ウ 当該行為又は怠る事実によって、市が被った損害を補てんするために必要な措置

(8) 請求の期限

違法又は不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求を行うことができません。

ただし、正当な理由があるときは、その日から1年を経過していても請求をすることができます。その際、請求人は1年以内に請求をすることができなかった理由を明らか

にする必要があります。

(9) 事実証明書の添付

監査請求をするときは、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証明するための証拠書類を添付する必要があります。

## 2 住民監査請求の方法

(1) 受付

ア 住民監査請求をするときは、職員措置請求書と事実証明書を山形市監査委員事務局に提出してください。

イ 請求書は、郵送による提出も可能ですが、事務局では、職員措置請求書と事実証明書の受付を行う際に形式要件（※1）に明らかに誤りがある場合等は、補正を求める場合がありますので、できる限り持参してください。

※1 形式要件とは、必要な記載事項、請求人の資格及び請求期限などをいいます。

(2) 職員措置請求書

ア 請求書の様式は、別記様式1又は様式1-2のとおりです。

イ 提出する請求書の請求人の氏名は、必ず自署してください。

(3) 事実証明書

ア 特別な様式はありませんが、請求書と一緒に書面で提出してください。

イ 情報公開で入手した文書、新聞記事の写し、決算書など、請求の要旨を裏付けるものであると客観的に認められるものがが必要です。

ウ 主張される事実の全部について必要です。

## 3 場 所

山形市監査委員事務局

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (代)

## 【様式1】 監査委員による監査を求める場合の様式

### 山形市職員措置請求書

山形市長（または〇〇委員会、委員、職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨〔次の事項について、具体的に記載してください。〕

- (1) 誰が（請求の対象となる職員）
- (2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか、又は確実に行うおそれがあるのか。または、どのように怠っているのか。
- (3) その行為等はどのような理由で、違法又は不当であるのか。
- (4) それにより、山形市にどのような損害が生じているのか、又は生じるおそれがあるのか。
- (5) どのような措置を請求するのか。
- (6) その行為等から1年を経過して請求する場合は、その正当な理由は何か。

2 請求者

住 所  
氏 名

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

山形市監査委員 あて

備考 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

## 【様式 1-2】外部監査人による監査を求める場合の様式

### 山形市職員措置請求書

山形市長（または〇〇委員会、委員、職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨〔次の事項について、具体的に記載してください。〕

- (1) 誰が（請求の対象となる職員）
- (2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか、又は確実に行うおそれがあるのか。または、どのように怠っているのか。
- (3) その行為等はどのような理由で、違法又は不当であるのか。
- (4) それにより、山形市にどのような損害が生じているのか、又は生じるおそれがあるのか。
- (5) どのような措置を請求するのか。
- (6) その行為等から1年を経過して請求する場合は、その正当な理由は何か。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

3 請求者

住 所  
氏 名

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

年 月 日

山形市監査委員 あて

備考 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。